

下記の者について、地方税法に係る通知が送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び文京区特別区税条例（昭和39年12月条例第44号）第6条の規定により公示する。

なお、地方税法に係る通知は本職において保管し、送達を受けるべき者より申し出があった場合は交付する。

令和8年6月4日

文京区長 成澤 廣修



※ 送達があったとみなす日 令和8年6月11日

記

- 1 根拠法令及び文書番号
地方税法 2026 文総税第 204 号
- 2 送達を受けるべき者の氏名
鷹野 セリーナ瑠夏